

制限付一般競争入札の実施について (公告)

新発田市水道局において発注する下記の工事については、制限付一般競争入札 (電子入札) に付する工事としたので、「制限付一般競争入札共通公告 (建設工事) (令和8年4月1日付け入札公告第11号)」に定めのない事項について、次のとおり公告します。

令和8年4月13日

新発田市長 二階堂 馨

工事番号	改整第16号	
工事名	配水管入替7-11工区 (開削) 工事	
工事場所	新発田市切梅 地内	
履行期限又は履行期限	令和8年11月30日	
工種及びランク	土木一式工事	B ランク
工事概要	<ul style="list-style-type: none">配水管入替工事 PEPφ150 L=137.0m 他既設管廃止モルタル注入工 DIPφ150 L=130.0m地上式消火栓接続工事 1基給水管改造工事 φ20~φ25 9件	
地域要件	公告日現在において、新発田市内に主たる営業所を有する者	
配置技術者	本工事を施工しうる国家資格等を有する主任技術者、又は監理技術者を配置できる者 (入札参加申請日から過去3か月以上継続して、直接的な雇用関係にあること。)	
実績要件	<p>(1) ①から③の全ての要件を満たすこと。</p> <p>① 申請日から過去10年間において、公共団体の発注する公道下における配水管入替工事 (主たる管の継手がEF継手であること。) を元請で施工した実績のあること、又は同工事 (元請に限る。) を主任技術者又は監理技術者として施工した経歴を有する技術者を配置できること。</p> <p>② 本工事に配置する主任技術者又は監理技術者が、配水用ポリエチレンパイプシステム協会 (旧: 水道用ポリエチレンパイプシステム研究会) の水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証を有していること。</p> <p>③ 自社に (ア) 給水装置工事主任技術者及び (イ) 給水装置工事配管技能者 (主任配管工含む) をそれぞれ1名以上有していること ((ア) と (イ) の有資格者は重複しないこと。)、又は新発田市水道局配給水施設維持修繕協力工事業者の認定を受けていること。 (既設給・配水管の緊急漏水が発生した場合の対応として要件を付す。)</p> <p>(2) 公告日現在において、新発田市指定給水装置工事事業者であること。</p>	

入札参加申込提出期間	令和8年4月14日	9時から	令和8年4月20日	16時まで
質問締切日	令和8年4月17日	正午		
質問回答日	令和8年4月20日	正午		
入札受付期間	令和8年4月22日	9時から	令和8年4月23日	16時まで
開札日時	令和8年4月24日	9時以降		
予定価格	設定する	特定建設業許可		
最低制限価格	設定する	不落随意契約協議	設定しない	
低入札価格調査基準価格	設定しない	低入札価格調査自動失格基準	設定しない	
週休2日適用（促進）工事	適用する	災害応援業務協定	設定する	
添付書類省略届	要	設計図書は、入札情報サービスからダウンロードすること。		

落札候補者の入札参加資格審査

※○の書類を提出すること。	○	(1)入札参加資格審査書類の提出について（第5号様式）			
	○	(2)施工実績調書（第3号様式） ※施工完了を確認できる書類（検査合格通知書、コリンズデータ（竣工登録）の写し又は施工実績証明書）及び工事内容を確認できる書類を添付のこと。 ※調書に記載した工事の設計書の工事費内訳書の本工事費及び主たる管の継手が記載された部分の写し、又は同工事において主たる管の管種・口径及び継手が記載された発注機関の証明書を添付のこと。			
	○	(3)配置予定技術者調書（第4号様式）			
	○	(4)配置予定技術者等調書（第4号様式の添付書類） ※配水用ポリエチレンパイプシステム協会（旧：水道用ポリエチレンパイプシステム研究会）の水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証の写しを添付すること。			
		○	資格・免許等の写し	—	その他（ ）
	○	(5)経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し			
	○	(6)配置予定技術者の3か月以上の直接的な雇用関係を確認できる書類の写し			
	○	(7)公告日の前日までに、新発田市との災害応援業務協定の締結をしていることを確認できる書類（証明年月日が入札参加資格審査書類提出日以前3か月以内のもの。写し可）			
	○	(8)自社に給水装置工事主任技術者及び給水装置工事配管技能者（主任配管工含む。）を有することを確認できる書類、又は新発田市水道局配給水施設維持修繕協力工事業者の認定証の写し			
	○	(9)新発田市指定給水装置工事事業者証の写し			
—	(10)その他（ ）				
備考	—				